（削る。）

（企画官、盛土対策専門官、土地利用指導官及び農村復興指導官）

第二百十三条　農村計画課に、企画官及び盛土対策専門官それぞれ一人を置く。

2　（略）

3　盛土対策専門官は、農村計画課の所掌事務に係る盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に伴う災害の防止に関する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

4～6　（略）

（農政調整官、土地改良指導官及び農地集団化推進官）

第二百十四条　土地改良管理課に、農政調整官一人及び土地改良指導官一人（東北農政局にあっては、二人）を置く。

2～5　（略）

（災害対策室並びに防災・減災対策官及び災害査定官）

第二百二十一条　農村振興部防災課（北陸農政局及び東海農政局の農村振興部防災課を除く。）に、災害対策室を置く。

2～5　（略）

（津軽土地改良建設事務所）

第二百六十五条　（略）

2・3　（略）

4　津軽土地改良建設事務所に、次の三課並びに津軽北部二期農業水利事業建設所及び十三湖農地防災事業建設所並びに企画官二人及び技術専門官二人を置く。

庶務課
用地課
工事課

5　庶務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、用地課は浅瀬石川二期農業水利事業に係る工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に関する事務並びに土地改良財産の管理及び処分に関する事務を、工事課は浅瀬石川二期農業水利事業に係る工事の施行に関する事務をつかさどる。

6～9　（略）

（西関東土地改良調査管理事務所）

第二百七十二条　（略）

2～15　（略）

16　西関東土地改良調査管理事務所に、釜無川支所及び竜西支所を置く。

（オリンピック・パラリンピック担当専門官の職務）

第百二十三条の三　オリンピック・パラリンピック担当専門官は、令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に関する動物検疫の業務についての連絡調整及び指導に関する事務（管理指導課の所掌に属するものを除く。）を行う。

（企画官、土地利用指導官及び農村復興指導官）

第二百十三条　農村計画課に、企画官一人を置く。

2　（略）

（新設）

3～5　（略）

（農政調整官、土地改良指導官及び農地集団化推進官）

第二百十四条　土地改良管理課に、農政調整官一人及び土地改良指導官一人（東北農政局及び九州農政局にあっては、二人）を置く。

2～5　（略）

（災害対策室並びに防災・減災対策官及び災害査定官）

第二百二十一条　東北農政局及び九州農政局の農村振興部防災課に、災害対策室を置く。

2～5　（略）

（津軽土地改良建設事務所）

第二百六十五条　（略）

2・3　（略）

4　津軽土地改良建設事務所に、次の二課並びに津軽北部二期農業水利事業建設所及び十三湖農地防災事業建設所並びに企画官二人及び技術専門官一人を置く。

庶務課
（新設）
工事課

5　庶務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、工事課は浅瀬石川二期農業水利事業に係る工事の施行に関する事務をつかさどる。

6～9　（略）

（西関東土地改良調査管理事務所）

第二百七十二条　（略）

2～15　（略）

16　西関東土地改良調査管理事務所に、笛吹川沿岸支所、伊那西部支所、釜無川支所及び竜西支所を置く。